

**【掲載官報】**

平成 22 年 10 月 14 日 号外第 215 号

**【法令名】**

○独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法施行令の一部を改正する政令

**【法令番号】**

平成 22 年 10 月 14 日 政令第 210 号

**【管轄省庁】**

厚生労働省

**【施行期日】**

平成 22 年 10 月 14 日

**【制定の根拠規定】**

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法（平成17年法律第71号）第20条第6項

**【法令のあらまし】**

\* 趣旨・目的

社会保険病院の存続を延長するため、社会保険病院を保有する独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構の存続期間を延長する。

\* 要旨

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律（平成22年法律第48号）において、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構の存続期間が延長され、同機構が解散する事業年度が、平成24年4月1日に始まる事業年度となったため、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法施行令においても、同様の規定の整理を行う。

（第6条第1項関係）

.....